

平成31年度岡山県立大学再入学募集要項

1 出願資格

(1) 学部

岡山県立大学学則第45条の規定により本学を退学した者

(参考) 岡山県立大学学則

第2章 通則

第5節 休学、転学、留学及び退学

第45条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(2) 大学院

岡山県立大学大学院学則第18条により準用される岡山県立大学学則第45条の規定により本学大学院を退学した者

(参考) 第18条 大学学則第1章第6節、第2章第2節(中略)、第3節(中略)及び第5節から第7節まで並びに第3章第1節、第2節及び第3節の規定は、本学大学院に準用する。(後略)

2 出願できる学科・専攻

原則として在学当時に所属した学部・学科・専攻又は研究科・講座・領域

3 入学時期

平成31年4月1日(再入学の年次及び在学年限は審査により決定します。)

4 出願手続

(1) 出願方法

(4)の出願書類等を一括して角形2号(縦332mm×横240mm)の封筒に入れ、封筒の表に「再入学出願書類 在中」と朱書して、簡易書留又は簡易書留速達扱いの郵送により提出してください。

(2) 出願期間

平成30年12月20日(木)から平成30年12月28日(金)まで(必着)

(3) 出願先

〒719-1197 岡山県総社市窪木1-1-1 番地

岡山県立大学事務局教学課

(4) 出願書類等

ア 再入学志願票(本学所定の用紙)

イ 履歴書(市販のもの)

学歴は、高等学校卒業から記入してください。

ウ 在学時の成績証明書

エ 写真3枚

縦4cm×横3cmの写真(正面上半身無帽、背景なし、カラー、出願前3か月以内に単身で撮影したもの)の裏面に氏名を記入し、うち2枚は再入学志願票及び履歴書に貼付してください。

オ 検定料 30,000円

検定料は、次の銀行口座に入学志願者名で金融機関(ゆうちょ銀行及び郵便局を除く。)の窓口で振り込んでください。その際に金融機関から渡される振込金受取書(金融機関の収納印が押印されたもの)のコピーを他の出願書類と一緒に提出してください。平成30年12月28日(金)15時までに本学指定口座に入金済みになるように振り込んでください。振込手数料は入学志願者の負担となります。

銀行・支店：中国銀行 総社東支店

口座番号：普通預金口座 1 2 3 7 4 3 6

口座名義：公立大学法人 岡山県立大学（コウリツダ`イガ`クホウジ`ン カヤマケンリツダ`イガ`ク）

(注) 納付された検定料は、次の(7)から(9)までの場合を除き返還しません。返還する場合の返還額は検定料相当額とします。検定料の返還は納付した者からの請求に基づき行いますので、該当者は平成31年2月1日（金）までに岡山県立大学事務局教学課へ連絡し、必要な手続（金融機関の振込金受取書のコピーが必要です。）をとってください。(イ)の場合は岡山県立大学事務局教学課から該当者に連絡します。

(7) 検定料を納付したが、出願しなかった場合

(8) 検定料を納付したが、出願が受理されなかった場合

(9) 検定料を誤って二重に納付した場合

(5) 出願手続上の注意事項

ア 出願に必要な書類等がそろっていない場合は受付できません。

イ 入学を許可した後であっても、出願書類の記載と相違する事実が発見された場合は、入学を取り消すことがあります。

ウ 出願受付後に出願事項の変更は認めません。ただし、氏名、住所、電話番号に変更があった場合は、すみやかに岡山県立大学事務局教学課へ連絡してください。

エ 受付をした出願書類は返還しません。

5 選考

出願学科・専攻又は講座・領域において、筆記試験、書類審査、面接（口頭試問を含む。）等適切な方法により行います。

筆記試験、面接（口頭試問を含む。）等を実施する場合は、出願後に連絡します。

6 選考結果の通知期日

(1) 通知期日

平成31年2月1日（金）までに(2)の書類を発送します。

(2) 通知方法

入学を許可する者に対しては入学許可書を、入学を許可しない者に対しては選考結果通知書をそれぞれ郵送します。

7 入学手続

(1) 入学手続方法

入学手続に必要な書類等を一括し、簡易書留又は簡易書留速達扱いの郵送により提出してください。

なお、入学手続に必要な書類等及び手続方法の詳細については、選考結果の通知の際に、入学を許可する者に対し、併せて通知します。

また、受付をした入学手続書類は返還しません。

(2) 入学手続期間

平成31年3月14日（木）から平成31年3月15日（金）まで（必着）

(注) 期間内に入学手続を完了しなかった者は、入学を辞退したものとして取り扱います。

(3) 入学手続先

〒719-1197 岡山県総社市窪木111番地

岡山県立大学事務局教学課

8 納付金

(1) 入学料

入学手続の際には、次の額の入学料を納付する必要があります。

- ア 岡山県内の者 188,000円
- イ 上記以外の者 282,000円

(注) 1 「岡山県内の者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。住所を有していることは市区町村への住民登録によって判断します。

- (1) 平成30年4月1日から引き続き岡山県内に住所を有している者
 - (2) 平成30年4月1日から配偶者又は1親等の親族が引き続き岡山県内に住所を有している者
- 2 入学料の改定があった場合は、改定後の入学料が適用されます。
- 3 納付された入学料は、次の(1)から(3)までの場合を除き返還しません。返還する場合の返還額は納付された入学料相当額とします。入学料の返還は納付した者からの請求に基づき行いますので、該当者は平成31年3月20日(水)までに岡山県立大学事務局教学課へ連絡し、必要な手続(金融機関の振込金受取書のコピーが必要です。)をとってください。(2)の場合は岡山県立大学事務局教学課から該当者に連絡します。
- (1) 入学料を納付したが、入学手続をしなかった場合
 - (2) 入学料を納付したが、入学手続が完了しなかった場合
 - (3) 入学料の額を誤って納付した場合

(2) 授業料

- ア 金額 (年額) 535,800円
- イ 納付方法 入学後、前期、後期の2回に分けて徴収します。
- ウ 納付時期 前期 5月末、後期 10月末

(注) 1 納付された授業料は返還しません。

- 2 授業料の改定があった場合は、改定後の授業料が適用されます。

9 個人情報の取扱い

本学が選考等において取得する個人情報は、岡山県個人情報保護条例(平成14年岡山県条例第3号)に準じて取り扱うとともに、次の業務で利用します。

- (1) 出願に当たって知り得た個人情報は、選考及び入学手続に関する業務を行うために利用します。
- (2) 本学の入学手続を完了した者の個人情報は、入学後における教務関係(学籍、修学指導等)、学生支援関係(健康管理、授業料免除・奨学金申請、就職支援等)及び授業料等の徴収に関する業務を行うために利用します。
- (3) 上記のうち一部の業務を本学から業者に委託することがあります。業務委託に当たり、当該業者に対して、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、知り得た個人情報の全部又は一部を提供します。

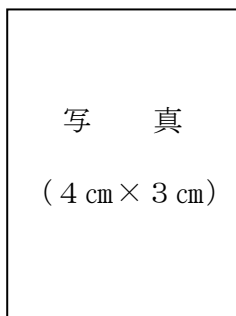
(出願・その他に関するお問い合わせ先)

〒719-1197 岡山県総社市窪木111番地
岡山県立大学事務局教学課 担当：榎村
TEL：0866-94-9163(直通)
E-mail：nyushi@oka-pu.ac.jp

再入学志願票

年 月 日

岡山県立大学長 殿



(志望者)
氏名
生年月日
郵便番号
現住所
電話番号

(保証人)
氏名
郵便番号
現住所
電話番号
本人との関係

下記のとおり再入学を志望しますので、願います。

記

1 志望学科等	学部	学科	専攻
	研究科	専攻	講座・領域
2 退学期日	年	月	日
3 退学時の学籍番号及び 学部・学科等	学籍番号		
	学部	学科	専攻 年次
	研究科	専攻	講座・領域 年次
4 退学の理由			
5 再入学を志望する理由			

(注) 本人及び保証人の氏名等については自署のこと。